

福生

市のお知らせ

発行 福生市 編集 企画財政課広報係 51-1511内線214~5

税金の申告はお早めに

昭和61年分の三税共同説明会

2月の母子衛生行事

3か月児健診 2月17日(火)
該当児 昭和61年10月生まれの
お子さん

6か月児健診 2月10日(火)
該当児 昭和61年8月生まれの
お子さん

9か月児健診 2月25日(水)
該当児 昭和60年7月生まれの
お子さん

1歳児健診 2月13日(金)
該当児 昭和61年5月生まれの
お子さん

3歳児健診 2月3日(火)
該当児 昭和59年1月生まれの
お子さん

受付時間 福生保健所 午後1時
~2時 健康センター 午後1時
~2時 30分~2時30分(1歳6ヶ月児は、午後1時~1時35分)

会場 福生保健所 午後1時30分~2時30分(1歳6ヶ月児は、午後1時~1時35分)

会場 健康センター 午後1時30分~2時30分(1歳6ヶ月児は、午後1時~1時35分)

3月の母子衛生行事

3歳児健診 2月3日(火)
該当児 昭和59年1月生まれの
お子さん

6か月児健診 2月10日(火)
該当児 昭和61年10月生まれの
お子さん

9か月児健診 2月25日(水)
該当児 昭和60年7月生まれの
お子さん

1歳児健診 2月13日(金)
該当児 昭和61年5月生まれの
お子さん

3歳児健診 2月3日(火)
該当児 昭和59年1月生まれの
お子さん

受付時間 福生保健所 午後1時
~2時 健康センター 午後1時
~2時 30分~2時30分(1歳6ヶ月児は、午後1時~1時35分)

会場 福生保健所 午後1時30分~2時30分(1歳6ヶ月児は、午後1時~1時35分)

会場 健康センター 午後1時30分~2時30分(1歳6ヶ月児は、午後1時~1時35分)

所得税、事業税、市・都民税の申告書の書き方などについて、説明会を開催します。税務署から送付された確定申告書の用紙をお持ちになって、お気軽にでかけてください。

③給与所得者で給与以外の所得がある方

所得税、市・都民税の申告受付は、2月16日から3月16日までです。期限間近になりますと、窓口が大変混雑して長い時間お待たせしたり、落ち着いた相談ができるなかったりしますので、申告は早めに済ませるようにしてください。

■市・都民税の申告をしなければならない方

▼今年、市・都民税の申告をしなければならない方は、昭和62年1月1日現在福生市の住民基本台帳に記載されている方及び外国人登録をされている方、または1月1日現在福生市にお住まい、次にいずれかに該当する方です。

①昭和61年中に所得のあった方で、確定申告をしない方及び給与所得者で、勤務先から市役所へ給与支払報告書が提出されない方

②昭和61年中に所得のなかつた方で、次の(1)~(3)のいずれかに該当する方

(1)ひとり暮らしの方
(2)他の人の扶養親族になつてない方
(3)他の市町村に住所のある人の扶養親族になつている方

なお、福祉年金を受給されている方及び公営住宅の入居、保育園の入園、児童手当の申請、勤務先への扶養家族の申請等をする方

④所得から控除される社会保険料(国民健康保険料や国民年金など)、生命保険料、火災保険料及び多額の医療費を支払った方は、その領収書または証明書

■申告書の送付と問合せ

確定申告書と市・都民税の申告書は、2月5日頃までにお送りします。届かない方や申告についてのお問い合わせは、確定申告については青梅税務署(☎0428-51-3185)へ。市・都民税の申告については税務課市民税係(☎51-1511内線223-224)へお問い合わせください。

■申告受付場所

商工会館2階202号室(市役所東隣り)

2月5日頃までにお送りします。届かない方や申告についてのお問い合わせは、確定申告については青梅税務署(☎0428-51-3185)へ。市・都民税の申告については税務課市民税係(☎51-1511内線223-224)へお問い合わせください。

■申告受付場所

商工会館2階202号室(市役所東隣り)

書は、2月5日頃までにお送りします。届かない方や申告についてのお問い合わせは、確定申告については青梅税務署(☎0428-51-3185)へ。市・都民税の申告については税務課市民税係(☎51-1511内線223-224)へお問い合わせください。

国民年金だより



育英資金

20歳になられた

障害者の方は

「障害基礎年金」の請求を

高等学校または高等専門学校に在学、通学に対し修学に要する費用の一部を支給いたします。

高等学校または高等専門学校に在学、通学に対し修学に要する費用の一部を支給いたします。

高等学校または高等専門学校に在学、通学に対し修学に要する費用の一部を支給いたします。

高等学校または高等専門学校に在学、通学に対し修学に要する費用の一部を支給いたします。

高等学校または高等専門学校に在学、通学に対し修学に要する費用の一部を支給いたします。

高等学校または高等専門学校に在学、通学に対し修学に要する費用の一部を支給いたします。

納期限内に納付を

= 国民年金保険料 =

国民年金の保険料を納期限内に納めませんと、万一、事故などにあつた場合、障害基礎年金が受けられること。

午後5時までに教育委員会庶務課(☎52-15568)へお申込みください。

必ず、納期限を守って納めるよう心掛けてください。

また、国民年金は、納期限から2年を過ぎますと、時効となってしまいます。

どうしても納付が困難な場合に分では納めたつもりでも、未納になると、最低25年の受給期間に満たない場合もでてきます。この場合に年金は、年金に結びつかなくなってしまいます。

は、保険料の納付を免除できる制度もありますので、免除の申請をしてください。

国民年金の相談は、市民課年金係(☎51-1511内線269)へ。

通算老齢年金の支払いは

ただし、この年金は、ご本人に一定額以上の所得がある場合などの方は、20歳になりますと「障害基礎年金」が受けられます。

常生活に著しく支障がある障害者は、20歳になりますと「障害基礎年金」が受けられます。

ただし、この年金は、ご本人には受けられることもあります。

年4回になります

厚生年金や国民年金の通算老齢年金は、今まで年2回(6・12月)に分けて支給されていましたが、昭和62年2月からは、年4回(2・5・8・11月)の支払いとなりました。なお、年1回提出する現況届は、誕生日までに必ず提出しましょう。

合格者は、1年間市役所のパートタイマーとして登録され、必要に応じて、それぞれの職種に勤務していました。

▼登録

庶務課人事係(☎51-1515)へ。
1内線244)へ。

試験科目

一般常識問題(筆記試験)
試験合格者のみ、後日面接を行います。

合格者は、1年間市役所のパートタイマーとして登録され、必要に応じて、それぞれの職種に勤務していました。

▼問合せ

庶務課人事係(☎51-1515)へ。
1内線244)へ。

・職種と募集人員	・一般事務	・学校給食配膳業務	・応募資格
28人	20人	20人	20人
28人	20人	20人	20人
28人	20人	20人	20人

・募集日時	2月9日(月)・10日(火)午前9時~午後4時30分	2月9日(月)・10日(火)午前9時~午後4時30分	2月9日(月)・10日(火)午前9時~午後4時30分
2月9日(月)・10日(火)午前9時~午後4時30分	2月9日(月)・10日(火)午前9時~午後4時30分	2月9日(月)・10日(火)午前9時~午後4時30分	2月9日(月)・10日(火)午前9時~午後4時30分
2月9日(月)・10日(火)午前9時~午後4時30分	2月9日(月)・10日(火)午前9時~午後4時30分	2月9日(月)・10日(火)午前9時~午後4時30分	2月9日(月)・10日(火)午前9時~午後4時30分
2月9日(月)・10日(火)午前9時~午後4時30分	2月9日(月)・10日(火)午前9時~午後4時30分	2月9日(月)・10日(火)午前9時~午後4時30分	2月9日(月)・10日(火)午前9時~午後4時30分

・試験日及び試験場所等	・日時	・場所	・役所東隣り
・日時	2月21日(土)午前10時	・場所	・商工会館3階ホール(市役所東隣り)
・日時	2月21日(土)午前10時	・場所	・商工会館3階ホール(市役所東隣り)
・日時	2月21日(土)午前10時	・場所	・商工会館3階ホール(市役所東隣り)

・試験科目	・試験科目	・試験科目	・試験科目
・試験科目	・試験科目	・試験科目	・試験科目
・試験科目	・試験科目	・試験科目	・試験科目
・試験科目	・試験科目	・試験科目	・試験科目

・試験科目	・試験科目	・試験科目	・

